

特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業所

AYUMUtools事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社Bambrootが開設するAYUMUtools（以下「事業所」という。）が行う特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 福祉用具の提供に当たって、事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。

2 介護予防福祉用具の提供に当たって、事業所の福祉用具専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等の地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 AYUMUtools
- ② 所在地 静岡県御前崎市門屋1712-3

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防の職員との兼務）

① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たるものとする。

② 福祉用具専門相談員 2名以上（常勤換算）

福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画（特定介護予防福祉用具販売計画）の作成・変更等を行い、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、5月2日から5月5日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び利用料等)

第6条 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の提供方法は次のとおりとする。

- ① 福祉用具専門相談員が、利用者の状態に応じ、利用者の希望を聞きながら適切な福祉用具を選定する。
- ② 福祉用具専門相談員が、利用者の状態に応じ、納品時に福祉用具の取付け、調整等を行い、使用方法の説明を行う。
- 2 取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。
- 3 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表に記載されている額とする。
- 4 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。
- 5 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、御前崎市、菊川市、掛川市、牧之原市の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(相談・苦情対応)

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、提供した指定福祉用具貸与等に係る利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。

(事故処理)

第10条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、次のとおり対応する。

- ① 速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ② 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- ③ 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、福祉用具専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 定期研修 1回／月

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社Bambrootと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。